

## 建築基準法第 52 条第 14 項許可取扱要綱

制 定 平成 15 年 8 月 1 日

最近改正 令和 5 年 10 月 1 日

### (目 的 )

**第 1** この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 14 項第 1 号の規定に基づく同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物の許可及び法第 52 条第 14 項第 3 号の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものに関する許可に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって中水道施設、地域冷暖房施設等の設置促進による省資源、省エネルギーの推進及び高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進することを目的とする。

### (許可方針)

**第 2** 法第 52 条第 14 項第 1 号及び第 3 号の許可は、別に定める「建築基準法第 52 条第 14 項許可取扱要綱実施基準」に規定する許可基準に適合するものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、本市建築審査会の同意が得られたものについて行う。

### (許可申請)

**第 3** 第 2 の許可を受けようとするものは、法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 4 第 1 項に定める許可申請書及び大阪市建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号）第 3 条に定める添付図書のほか、「建築基準法第 52 条第 14 項許可手続き要領」に定める図書を提出しなければならない。

### (事 務)

**第 4** この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

**附則** この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から実施する。

「建築基準法第 52 条第 13 項第 1 号に係る許可取扱い方針」、「ハートビル法に基づく建築基準法第 52 条第 13 項第 1 号に係る許可取扱い方針」及び「病院の建替え等について適用する建築基準法第 52 条第 13 項第 1 号に係る許可取扱い方針」は、廃止する。

**附則** この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から実施する。

**附則** この要綱は、平成 18 年 12 月 20 日から実施する。

**附則** この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

**附則** この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

**附則** この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

**附則** この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。

**附則** この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から実施する。